

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第一号

規定を準用する規則をここに公布する

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の規定を準用する規則

昭和三十年一月十四日鳥取県告示第七号で河川法を準用すべき河川に認定した区域に対しては、河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）第二条の規定によるの外河川法第六条本文、第七条、第九条乃至第十二条、第十一条、第二十九条乃至第三十二条及び第四十八条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

土地改良区の定款変更認可
肝蛭検査等の実施

◆公安規則 島取県警察教養規則
◆難報 市町村職員共済組合役員並びに規約

河川法を準用すべき河川に認定した区域に対し河川法の

鳥取県告示第七号

昭和30年1月14日 金曜日 鳥取県公報

河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）第一条第一項の規定により、河川法を準用する河川及び河川区域を次のように認定した。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

支、小鹿川 左岸 自 東伯郡三朝町大字中津字西河内
至 小鹿川準用河川地点

右岸 自 東伯郡三朝町大字中津字家廻
至 六五四
〃

支、小鹿川 左岸 自 東伯郡三朝町大字中津字西河内
至 小鹿川準用河川地点
右岸 自 〃
至 〃
字家廻六五四

この規程は、公布の日から施行する。
附 則

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において、準用する第十条第一項の規定により、羽合土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年十二月二十八日認可した。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

西伯郡大和村大字平岡赤木正明外十四人の者から申請のあつた宝ヶ瀬溜池土地改良区の設立について、土地改良

鳥取県告示第八号

土木費支弁並びに土木費補助規定（昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表第一に次のように加える。

鳥取県告示第十号

西伯郡大和村大字平岡赤木正明外十四人の者から申請のあつた宝ヶ瀬溜池土地改良区の設立について、土地改良

昭和三十一年一月

14

日

昭和三十一年一月

14

日

鳥取県告示第八号

土木費支弁並びに土木費補助規定（昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表第一に次のように加える。

昭和30年1月14日 金曜日 鳥取県公報

法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十三号）附則第二項の規定により、昭和二十九年十二月三十一日認可した。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十一号

東伯郡三朝町大字西小鹿岩本春海外十九人の者から申請のあつた三朝町西尾土地改良区の設立について、土地改

良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和二十九年十二月三十一日認可した。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第十三号

次のように馬傳染性貧血検査及び肝蛭の検査並びに駆除を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により馬及び牛の所有者に対する検査、駆除をうけることを命ずる。

昭和三十年一月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 實施の目的 馬傳染性貧血及び肝蛭予防のため
二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
馬傳染性貧血検査——馬生後六箇月以上のもの

肝蛭検査、駆除——牛、但し生後三箇月以内分娩前
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、大鴨土地改良区の定款の変更につ

いて、昭和三十年一月十日認可した。

鳥取県告示第十二号

鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、大鴨土地改良区の定款の変更につ

いて、昭和三十年一月十日認可した。

四 實施の期日 別表のとおり

を除く。

五 檢査の別及びその方法

馬傳染性貧血検査——一般検査、赤血球数の計算、

担鉄細胞の検出

肝蛭検査——渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応

駆除——キサクロロエタン製剤投与

心検査

別表

馬傳染性貧血検査日程

実施期日

実施区

実施場所

一月十九日

東伯郡旧浦安町

同上

二十日

東伯郡旧上郷村

同上

二十一日

旧高城村 旧北谷村

同上

二十二日

東郷町

同上

二十三日

旧倉吉町

同上

二十四日

旧社村

同上

二十五日

旧鶴村

同上

二十六日

東郷町

同上

二十七日

東郷町

同上

二十八日

東郷町

同上

二十九日

東郷町

同上

三十日

東郷町

同上

三十一日

東郷町

同上

三十二日

東郷町

同上

三十三日

東郷町

同上

三十四日

東郷町

同上

三十五日

東郷町

同上

三十六日

東郷町

同上

三十七日

東郷町

同上

三十八日

東郷町

同上

三十九日

東郷町

同上

四十日

東郷町

同上

四十一日

東郷町

同上

四十二日

東郷町

同上

四十三日

東郷町

同上

四十四日

東郷町

同上

四十五日

東郷町

同上

四十六日

東郷町

同上

四十七日

東郷町

同上

四十八日

東郷町

同上

四十九日

東郷町

同上

五十日

東郷町

同上

00824

昭和30年1月14日 金曜日 烏取県公報 第2581号

4

昭和30年1月14日 金曜日 烏取県公報 第2581号

4

馬傳染性貧血検査日程

実施期日

実施区

実施場所

一月十九日

東伯郡旧浦安町

同上

二十日

東伯郡旧上郷村

同上

二十一日

旧高城村 旧北谷村

同上

二十二日

東郷町

同上

二十三日

旧倉吉町

同上

二十四日

東郷町

同上

二十五日

東郷町

同上

二十六日

東郷町

同上

二十七日

東郷町

同上

二十八日

東郷町

同上

二十九日

東郷町

同上

三十日

東郷町

同上

三十一日

東郷町

同上

三十二日

東郷町

同上

三十三日

東郷町

同上

三十四日

東郷町

同上

三十五日

東郷町

同上

三十六日

東郷町

同上

三十七日

東郷町

同上

三十八日

東郷町

同上

三十九日

東郷町

同上

四十日

東郷町

同上

四十一日

東郷町

同上

四十二日

東郷町

同上

四十三日

東郷町

同上

四十四日

東郷町

同上

四十五日

東郷町

同上

四十六日

東郷町

同上

四十七日

東郷町

同上

四十八日

東郷町

同上

四十九日

東郷町

同上

五十日

東郷町

同上

公安委員会規則

委員長 秋 久 勤

鳥取県公安委員会

鳥取県警察教養規則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、警察教養規則（昭和二十九年八月二日國家公安委員会規則第十二号）第九条の規定にもとづくものであつて、鳥取県警察職員に対する教養は、増進を図ることを目的とする。

(この組合の目的)

第二条 この組合は、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「法」という。）に基いて市町村職員の相互扶助事業を行い、もつてその福祉の増進を図ることを目的とする。

昭和三十年一月十四日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 原 田 悅 壽

就職年月日 昭和三十年一月五日

役員について

第二条 この組合は、鳥取県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）といふ。

事務所の所在地

第三条 組合の事務所は、鳥取市東町九九番地に置く。

(公告の方法)

第四条 組合の公告は、鳥取県公報に掲載して行う。

第二章 組合会

(議員の定数)

第五条 組合会の議員（以下「議員」という。）の定数は一八人とする。

(議員の任期)

第六条 議員の任期は、前任の議員の任期満了日の翌日から計算する。但し、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第七条 議員は、各選挙区において選挙する

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区内において選挙する議員の数は、左のとおりとする。

選挙区	選挙区の範囲	議員の数
第一区	鳥取市	一

第二区	倉吉市	一
第三区	米子市	一
第四区	岩美郡	一
第五区	東伯郡	一
第六区	八頭郡	一
第七区	西伯郡	一
第八区	氣高郡	一
第九区	日野郡	一

(市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙)

第七区	東伯郡	一
第八区	西伯郡	一
第九区	日野郡	一
(選挙長)		

第八条 各選挙区に、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙区の選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等)

第九条 選挙は、議員の任期満了の日前二十日以内に行うものとする。但し、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後十日以内に行なうことが出来る。

2 理事は、選挙の日時及び場所を少くとも十五日前に公告しなければならない。

(市町村長が選挙する議員の選挙)

第十条 市町村長は、当該選挙区において、市町村長が選挙する議員を互選しなければならない。

2 前項の規定により互選する代議員の数は、第九条第二項に規定する公告のあつた日における当該市町村の職員の数によるものとし職員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

3 代議員は、当該選挙区において、職員が選挙する議員の数及び代議員の数をあらかじめ選挙長に届け出なければならない。

昭和30年1月14日 金曜日 県取鳥公報

(互選の方法)
員を互選しなければならない。

第十二条 前二条に規定する互選の方法は、投票によつて行う。但し前条第一項の互選は指名推選する事を妨げない。

(当選人)

第十三条 各選挙区において有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の三分の一以上の得票がなければならぬ。

(当選人の報告等)

第十四条 前条の規定により当選人が決定したときは、選挙長は、直ちにその旨を理事に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、理事は、直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市町村を公告しなければならない。

(再選挙)

第十五条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは再選挙を行う。この場合においては、第七条、第八条、第九条第二項及び第十条から前条までの規定を準用する。

(補欠選挙及び繰上補充)

第十六条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から二十日以内に前条の規定の例により、補欠選挙を行ふ。但し、第十三条但書の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得たものを当選人に定めなければならない。

(選挙の実施に関する事項)

第十七条 この規約に規定するものを除く外、議員の選挙の実施に關し必要な細目は、理事が定める。

(代理による表決)

第十八条 議員は、病氣その他やむ得ない事由により組合会に出席することができないときは、市町村長である議員にあつては市町村長である他の議員を市町村長

以外の組合員から、選挙された議員にあつては市町村長以外の組合員から選挙された他の議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項の場合において議員は一人以上の議員の代理人となることができない。

3 第一項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十九条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録の記載事項)

第一開会の日時及び場所

二 議員の定数

三 出席議員の氏名並びに出席議員のうち表決の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第二十一条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。但し、組合会において傍聴禁止の議決があつたときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第二十二条 議員は、その職務を行うために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

1 前項の旅費の額及び支給方法は組合会の議決を経て理事が定める。

第三章 役員及び職員

(理事の定数)

第二十三条 理事の定数は、六人とする。

(役員の選挙)

第二十四条 理事の選挙は前任の議員の任期満了の日の翌日(任期満了による選挙が任期満了の日の翌日後行なわれたときは、選挙の日とする)から七日以内に行なるものとする。但し止むを得ない事由のため七日以内に行なうことが出来ないときは、その事由がやんだ日から五日以内に行わなければならぬ。

2 理事に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

3 前二項の選挙の期日及び場所は、理事が定める。

4 理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。

5 監事の選挙は、議員の選挙の行われた後に招集された最初の組合会において行うものとする。

6 前五項に規定するものを除く外、役員の選挙の実施に關し必要な細目は理事が定める。

(専決処分)

第二十五条 理事は組合会が成立しないとき、又は組合会を招集する暇がないときは、組合会の議決を経なければならぬ事項で臨時急務を要するものを専決処分することができる。

(役員の旅費)

第二十六条 第二十二条の規定は、理事及び監事が受けれる旅費について準用する。

(事務局及び職員)

- 第二十七条 組合に事務局を置き、事務局長、主事、書記、その他の職員を置く。
 2 事務局長、主事、書記、その他の職員は、理事長が任免する。
 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。
 4 主事、書記、その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に從事する。
 5 事務局長、主事、書記、その他の職員に關し必要な事項は、理事が定める。

(専決)

第二十八条 理事は、その権限に属する事項の一部を事務局長に専決させることができる。

第四章 組合員

(組合員の範囲)

第二十九条 組合は、鳥取県のすべての市町村に使用される者でその市町村から給与を受けるものをもつて組合員とする。但し、左の各号に掲げる者は、この限り

(組合員に対する給付)

- 第三十一条 甲種組合員及び丙種組合員に対する給付は、法第十五条第一号、第五号及び第六号並びに第三十三条第一項に掲げる給付（以下「短期給付」という。）及び法第十五条第二号から第四号までに掲げる給付（以下「長期給付」という。）を行う。

2 乙種組合員に対する給付は、短期給付を行う。

(組合員の種別の変更)

- 第三十二条 組合員の種別に変更の事由が生じたときは、組合員の種別の変更は、当該事由の発生した日の翌日から行う。
- 2 乙種組合員は、組合員のうち法附則第十五項各号に掲げる者以外の者とする。
- 3 乙種組合員は、組合員のうち法附則第十五項各号に掲げる者とする。

(組合員の種別)

- 2 甲種組合員は、組合員のうち法附則第十五項各号に掲げる者とする。
- 3 乙種組合員は、組合員のうち法附則第十五項各号に掲げる者とする。

第六章 福祉事業

第三十四条 組合は、組合員及びその被扶養者の療養について医療機関と契約しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

2 第一項の給付の支給に關し必要な手続は理事が定める。

(医療機関との契約)

第三十五条 組合は、左に掲げる福祉事業を行ふ。

- 一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の經營。
- 二 組合員の貯金の受入又はその運用。
- 三 組合員の臨時の支出に対する貸付。
- 四 その他前各号に附帯する事業。

2 前項各号につき必要な事項は別に理事が定める。

第七章 掛金及び市町村負担金

第三十六条 法第六十六条第一項の規定により、組合員

が負担する掛金の額は、その者の給料の額に左の表の上欄に掲げる組合員の種別に從い、それぞれ當該下欄に掲げる短期給付及び長期給付に要する費用に係る掛け金の割合を乗じて得た金額の合計額とする。

組合員の種別	短期給付	長期給付	合計
甲種組合員	千分の二四	千分の三八	千分の六二
乙種組合員	千分の二四	一	千分の二四
丙種組合員	千分の二四	千分の八五	千分の一〇九

(掛金の算定)

第三十七条 法第六十六条第二項に規定する掛金の額算定の標準となるべき給料の額は、毎月初日の現在による。但し、月の中途において組合員の資格を取得した者については、組合員の資格を取得した日の現在による。

- 2 掛金の額に円位未満の端数を生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は円位に満たしめる。
- 3 前項の掛金を分割して徴収する場合において、その

金額に一円未満の端数を生じたときは、その端数の金額は、最初に徴収する掛金の額に合算するものとする。

(掛金の免除)

第三十八条 組合員が法第十二条第二項第二号又は第三号の規定に該当し、その資格を喪失した月において、

再び組合員の資格を取得したとき、又は他の組合員がその資格を喪失した月においてこの組合の組合員の資格を取得したときは、その月分の掛金は、負担することを要しない。但し、月の初日において組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(給料の額が掛金の額に満たない場合の掛金の控除方法)

第三十九条 市町村は、組合員でその支給を受ける給料

の額が掛金の額に満たない者があるときは、その者の掛金の額は、次回以後における給料支給の際、その給料からこれを控除して組合に払い込むものとする。

(過払込及び未払込の掛金)

第四十条 市町村が組合員の掛金を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分をその者の

次回の掛金に充てる。

2 組合は、組合員がその資格を喪失した場合において過払込の掛金があるときは、これを返還し、未払込の掛金があるときは本人からこれを徴収し、又は給付金から控除しなければならない。

(組合員が組合に支払うべき掛金以外の金額の控除等)

第四十一条 組合員が組合に対し支払うべき掛金以外の金額がある場合において、市町村が給料その他の給料を受けた給料その他の給与の額をこえるときの取扱いについては第三十七条の規定を、その払い込むべき金額を超過して組合に払い込んだときの取扱いについては前条第一項の規定を組合員がその資格を喪失したときの過払込金又は未払込金の取扱いについては前条第二項の規定をそれぞれ準用する。

(掛金の額の改定)

第四十二条 掛金の額に異動の事由が生じたときは、その翌月から掛金の額を改定する。但し、左の各号に該

当するときは、その月から掛金の額を改定する。

一月の初日において掛金の額に異動の事由が生じたとき。

二 乙種組合員が甲種組合員の資格を取得したとき。

三 丙種組合員が甲種組合員の資格を取得したとき。

2 休職等の事由により一時給料の額に異動を生じるこ

とがあつても、掛金の額は、これを改定しない。

(市町村負担金)

第四十三条 法第六十八条第一項第一号及び第二号並びに法附則第三十五項の規定により市町村が負担する金額は、毎月掛金徴収の基準となつた組合員の給料総額に左の表の上欄に掲げる組合員の種別に従い、当該下欄に掲げる短期給付及び長期給付に要する費用に係る負担金の割合を乗じて得た金額の合計額とする。

組合員の種別	短期給付	長期給付	合計
甲種組合員	千分の七二	千分の六五	千分の一三七
乙種組合員	千分の七二	一	千分の七一
丙種組合員	千分の七一	千分の一八	千分の九〇

昭和30年1月14日 金曜日 鳥取県

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

送行日 火 金

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所 鳥取縣鳥取市東町
縣 印 刷 所

第八章 財務

(資産の管理)

第四十四条 組合の資産は、安全且つ最も有利な方法により、且つ、組合員の福祉の増進又は市町村の公共の利益に資するよう管理及び運用しなければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十五条 組合は、債権を行使するため必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明かに組合に有利であるとき、及びやむを得ない事由があるときは債権の全部若しくは一部を放棄し、又は、その効力を変更することができる。

(予算及び決算の公告)

第四十六条 理事は、予算の決定又は決算報告の認定の議決があつたときは、当該予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附 則

1 この規約は、昭和三十年一月一日から施行する
2 第七条に規定する選挙区の範囲及び議員の数は次の一般選挙よりこれを適用する。